

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、広域緊急交通路の沿道建築物の耐震化を促進し、地震発生時の建築物倒壊による道路の閉塞を防ぎ広域的な緊急輸送道路の機能を確保することを目的として、沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等を行う所有者等に対し、予算の定めるところにより大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

一 広域緊急交通路

「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に規定する耐震診断義務付け対象路線をいう。

二 通行障害既存耐震不適格建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項第2号に規定する建築物のうち、法施行令第4条第1号に規定するものをいう。

三 基本方針

平成18年1月15日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（最終改正平成30年12月21日）をいう。

四 耐震評価機関

建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有するとして知事が認める機関をいう。

五 耐震診断等

耐震診断、補強設計、耐震改修及び除却をいう。

六 補助事業者

この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする、又は補助金の決定を受けた建築物の所有者（登記名義人又は固定資産税納税義務者に限る。）とする。ただし、次のいずれかに該当する者は補助を受けることができない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

イ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行と受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(補助対象事業)

第3条 本事業の対象は、次の各号の区分に応じ、次に掲げる要件に該当する事業とする。

一 耐震診断

ア 広域緊急交通路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの（国又は地方公共団体の所有するものを除く。）を対象とする事業であること。

イ 対象費用について他の補助金等の交付を受ける事業でないこと。ただし、耐震対策緊急促進事業を除く。

ウ 当該診断結果について、基本方針別添の指針に適合する水準にあるか否かについて、耐震評価機関による評価書の交付を受けたものであること。ただし、当該建築物が3階以下の木造建築物である場合で、基本方針別添の指針に基づき実施された耐震診断の内容及び結果が確認できる場合はこの限りでない。

エ 耐震診断を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者であること。

(2) 本事業を活用して耐震診断等を行う者として必要な知識を習得させるため別に定める講習を受講していること。

(3) 担当技術者（構造）に、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第1項に規定する構造設計1級建築士証の交付を受けた1級建築士を配置していること。ただし、当該建築物が、建築士法第3条第1項に規定する建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合に限る。

二 補強設計

ア 前号ア（ただし木造住宅を除く）、イ及びエに掲げる事項

イ 耐震診断の結果、当該建築物の構造に応じ、次の要件に該当すること。

(1) 木造建築物（3階以下）については、基本方針別添の指針に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）における上部構造評点（以下「上部構造評点」という。）が1.0未満であること。

(2) 鉄筋コンクリート造建築物については、基本方針別添の指針に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」における構造耐震指標（以下、「 I_s 値」という。）が0.6未満又は $CTU \cdot SD$ 指標（以下「 $CTU \cdot SD$ 値」という。）が0.3未満であること。

(3) 鉄骨造建築物については、基本方針別添の指針に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」における I_s 値が0.6未満又は保有水平耐力による指標（以下「 q 値」という。）が1.0未満であること。

(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造建築物については、基本方針別添の指針に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」における I_s 値が0.6未満又は $CTU \cdot SD$ 値が0.25（ただし、充腹形の場合。非充腹形の場合は0.28）未満であること。

(5) 上記(1)～(4)によらない場合は、基本方針別添の指針に基づくその他の耐震診断の方法により地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性

が低いと判断できる基準に適合しないものであること。

ウ 当該設計内容について、基本方針別添の指針に適合する水準にあるか否かについて、耐震評価機関による評価書の交付を受けたものであること。

エ 建築基準法及び関係法令に不適合がある場合は、その是正のための設計を同時に行うものであること。

三 耐震改修又は除却

ア 第一号ア（ただし木造住宅を除く）及びイに掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項

ウ 耐震改修は、当該耐震改修後に、当該建築物の構造に応じ、次の要件に該当するように計画された事業であること。

(1) 木造建築物（3階以下）については、上部構造評点が1.0以上であること。

(2) 鉄筋コンクリート造建築物については、 I_s 値が0.6以上、かつ、 $CTU \cdot SD$ 値が0.3以上であること。

(3) 鉄骨造建築物については、 I_s 値が0.6以上、かつ、 q 値が1.0以上であること。

(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造建築物については、 I_s 値が0.6以上、かつ、 $CTU \cdot SD$ 値が0.25（ただし、充腹形の場合。非充腹形の場合は0.28）以上であること。

(5) 上記(1)~(4)によらない場合は、基本方針別添の指針に基づくその他の耐震診断の方法により地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合するものであること。

エ 耐震改修は、当該計画について、前号ウに規定する評価書の交付を受けて行うものであること。

オ 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に不適合がある場合は、その是正を同時に行うものであること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に必要な費用のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、建築基準法及び関係法令に不適合がある場合は是正に要する費用は含まない。

一 耐震診断に要する費用

二 補強設計に要する費用

三 耐震改修に要する費用

四 除却に要する費用（前号の助成を受けて耐震改修を行った建築物を除く。）

2 補助対象経費は、別表1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

3 第1項の補助対象経費は、消費税仕入額控除（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額の控除）を行なう補助事業者の場合は、消費税及び地方税相当額は含まないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる費用で、別表1に定める方法により算定した額とする。

2 前項で算定した補助金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、前条第1項第1号に掲げる費用を除く。

(全体設計の承認)

第6条 補助を受けようとする者は、当該事業が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認申請書(様式第1号)により、耐震診断等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、全体設計の承認をとらなければならない。ただし、2カ年にまたがる事業として交付決定を受けるものを除く。なお、当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 前項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえ、承認することを決定したときは大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 補助を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定により、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第3号)により知事に申請しなければならない。

2 所有者が複数存在する場合の申請者は、次の各号に掲げる者とする。

一 区分所有建物にあつては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体又は区分所有者によって合意された代表者とし、あらかじめ次のとおり必要な同意を得ていることとする。

ア 耐震診断又は補強設計を行う場合、区分所有者及びその議決権の各過半数の同意を得ていること。

イ 耐震改修工事を行う場合、区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の同意を得ていること。ただし、法第25条に規定する区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を受けている場合は、区分所有者及びその議決権の各過半数以上の同意を得ていること。

ウ 除却工事を行う場合、区分所有者全員の合意を得ていること。ただし、建替えを前提とした除却工事の場合は、区分所有者及びその議決権の各5分の4以上の同意を得ていること。

二 所有者が複数ある場合は、すべての所有者によって合意された代表者

3 前項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条の承認を受け、補助事業を複数年度にわたり実施する場合は、毎年度補助金交付申請書により知事に申請しなければならない。ただし、承認を受けた全体設計において、初年度の事業費がない場合においては、当該年度の補助金交付申請書の提出を要しない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査したうえ、交付の可否を決定し、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助対象事業の実施)

第 10 条 補助事業者は、第 8 条の規定による通知後速やかに、当該事業の契約を行い、補助対象事業に着手するとともに、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業着手届（様式第 5 号）により、知事に届け出なければならない。

2 前項の申請にあたっては、別表 2 に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助対象事業内容の変更)

第 11 条 補助事業者は、補助金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる補助対象事業の申請内容を変更しようとするときは、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業内容変更届（様式第 6 号）により、知事に届け出なければならない。

一 補助事業者の代表者の変更（当該補助事業者が法人又は第 2 条第 6 号ロに規定する団体である場合に限る。）

二 補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更

三 事業工程の大幅な変更

四 前 3 号に掲げるもののほか、申請内容の大幅な変更

2 補助事業者は、補助金の額に変更が生じる補助対象事業の内容を変更しようとするときは、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定変更申請書（様式第 7 号）により知事の承認を受けなければならない。

3 前 2 項の申請にあたっては、別表 2 に掲げる書類を添付しなければならない。

4 知事は、第 2 項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(取りやめ)

第 12 条 補助事業者は、事情により補助対象事業を取りやめるときは、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金取り止め届（様式第 9 号）により、知事に届け出なければならない。

(状況報告)

第 13 条 知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適正な遂行を確保するため、補助事業者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

(事業遅延等の報告)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び以後の遂行の見通し等を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業完了実績報告書（様式第 10 号）により知事に報告しなければならない。

2 前項の完了実績報告書には、別表 2 に掲げる書類を添付しなければならない。

(年度終了報告)

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業が複数年度にわたる場合、府の会計年度が終了したときは、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業年度終了実績報告書（様式第 11 号）により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の事業費がない場合においては、当該報告を要しない。

2 前項の年度終了実績報告書には、別表 2 に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 知事は、第 16 条第 1 項及び前条第 1 項の報告書の審査により当該報告に係る事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金の額の確定通知書（様式第 12 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 前条の通知を受けた補助事業者は、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金請求書（様式第 13 号）により速やかに知事に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付の申請をするにあたり、その請求及び受領を耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所、耐震改修設計を行った技術者が所属する建築士事務所又は耐震改修工事を行った施工業者（以下「耐震事業者」という。）に委任する場合は、次の各号に掲げる手続き時に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。この場合において、前第 1 項中「補助事業者」とあるのは「耐震事業者」と読み替えるものとする。

一 補助金交付申請時及び補助金交付決定変更申請時 代理請求及び代理受領予定届出書（様式第 14 号）、別表 2 に掲げる書類

二 補助金請求時 代理請求及び代理受領委任状（様式第 15 号）

3 知事は、第 1 項の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 19 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

二 補助金を他の用途に使用したとき。

三 その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消し通知書（様式第 16 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 知事は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金返還通知書（様式第 17 号）により期限を定めて、当該交付済みの補助金の返還を命じる

ことができる。

(延滞利子)

第 21 条 知事は、前条の規定による補助金の返還を命じた場合において、補助金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 12 月 6 日から施行し、同年 10 月 9 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条、第6条関係）

費用区分	補助対象経費の限度額	補助金の額
耐震診断に要する費用	1) 面積 1,000 m ² 以内の部分は 3,670 円/m ² 以内 2) 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,570 円/m ² 以内 3) 面積 2,000 m ² を超える部分は 1,050 円/m ² 以内 ただし、図面の復元を要する場合や耐震評価機関の評価書の取得に対して、1,570,000 円を限度として加算することができる。	補助対象経費の全額
補強設計に要する費用	1) 面積 1,000 m ² 以内の部分は 3,670 円/m ² 以内 2) 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,570 円/m ² 以内 3) 面積 2,000 m ² を超える部分は 1,050 円/m ² 以内	・面積 5,000 m ² 以下の建築物の場合は補助対象経費に 12 分の 5 を乗じて得た額。 ・面積 5,000 m ² を超える建築物の場合は補助対象経費に 24 分の 5 を乗じて得た額。ただし、分譲マンション ^{※3} の場合は補助対象経費に 12 分の 5 を乗じて得た額。
耐震改修又は除却に要する費用	51,200 円/m ² 以内。（特に倒壊又は崩壊の危険性が高い建物 ^{※1} は 56,300 円/m ² ）以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、51,200 円を 83,800 円に読み替える。なおマンション ^{※2} の場合は、51,200 円を 50,200 円（特に倒壊又は崩壊の危険性の高い建築物 ^{※1} は 55,200 円）に、住宅（マンション及び木造住宅を除く。）の場合は、51,200 円を 34,100 円に読み替える。	・面積 5,000 m ² 以下の建築物の場合は補助対象経費に 30 分の 11 を乗じて得た額。 ・面積 5,000 m ² を超える建築物の場合は補助対象経費に 60 分の 11 を乗じて得た額。ただし、分譲マンション ^{※3} の場合は補助対象経費に 30 分の 11 を乗じて得た額

なお、耐震診断の補助については、耐震診断結果を令和4年（2022年）9月30日までに所管行政庁へ報告する事業に適用する。

また、補強設計、耐震改修又は除却の補助については、令和8年（2026年）3月31日までに完了報告を行うものであること。

※1 耐震診断の結果、Is の値が 0.3 未満相当のもの

※2 マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のもの

※3 分譲マンション：2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の

居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）

別表2 添付書類

申請書の種類	様式	添付図書
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認申請書	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附近見取図 ・ 配置図 ・ 工程表（年度ごとの出来高が分かるもの） ・ 見積書（年度ごとの支払額が分かるもの）
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認書	第2号	
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書	第3号	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委任状（様式第3号の1） ・ 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 ・ 確認通知書（写）又は建築年月日を証する書類 ・ 代表者承諾書と共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合） ・ 管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことを証する書類（分譲マンション等の管理組合の場合） ・ 法人全部事項証明書（法人の場合） ・ 申立書（様式第3号の2）ただし分譲マンションの場合は分譲マンション用 ・ 代理請求及び代理受領予定届出書（様式第14号）（代理請求する場合） <p>【耐震診断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断技術者の資格を証する書類（写） ・ 附近見取図、配置図、各階平面図 ・ 診断工程表（概要で可） ・ 診断見積書 <p>【補強設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計者の資格を証する書類（写） ・ 耐震診断結果報告書 ・ 設計工程表（概要で可） ・ 設計見積書 <p>【耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に関する設計図書 ・ 補強計画に係る評価書

		<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程表（概要で可）（年度ごとの出来高が分かるもの） ・工事見積書（年度ごとの支払額が分かるもの） <p>【除却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書 ・工事見積書 ・工事工程表（概要で可）
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書	第4号	
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業着手届	第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し ・工程表
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業内容変更届	第6号	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定変更申請書	第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書 ・変更契約書（写）
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書	第8号	
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金取り止め届	第9号	
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業完了実績報告書	第10号	<p>【耐震診断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書 ・診断結果に係る評価書 ・耐震診断費用明細書 ・耐震診断費用を証する書類 <p>【補強設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補強設計の概要 ・補強設計に係る評価書 ・設計図書（配置図、平面図、立面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図等） ・補強設計費用明細書 ・補強設計費用を証する書類 <p>【耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事の概要 ・補強設計に係る評価書 ・改修工事後の設計図書（配置図、平面図、立面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図等） ・耐震改修費用明細書 ・耐震改修費用を証する書類 ・耐震改修工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、完了時）

		<p>【除却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除却費用明細書 ・ 除却費用を証する書類 ・ 除却工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、完了時）
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業年度終了報告書	第 11 号	<p>【耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修工事の概要 ・ 補強設計に係る評価書 ・ 改修工事後の設計図書（配置図、平面図、立面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図等） ・ 耐震改修費用明細書（当該年度の支払額が分かるもの） ・ 耐震改修費用を証する書類（当該年度の支払額が分かるもの） ・ 耐震改修工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、当該年度末時） <p>【除却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除却費用明細書（当該年度の支払額が分かるもの） ・ 除却費用を証する書類（当該年度の支払額が分かるもの） ・ 除却工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、当該年度末時）
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金の額の確定通知書	第 12 号	
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金請求書	第 13 号	
代理請求及び代理受領予定届出書	第 14 号	
代理請求及び代理受領委任状	第 15 号	
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消し通知書	第 16 号	
大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金返還通知書	第 17 号	

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
全体設計承認申請書

広域緊急交通路沿道建築物の〔耐震診断／補強設計／耐震改修・除却〕について全体設計の承認を受けたいので、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係図書を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 事業内容		
2 建築物概要	名称	
	所在地	
	階数	地上 階 / 地下 階
	構造	
	面積	延床面積 m ²
	建築年月	
3 事業実施期間	(自) 年 月 日	(至) 年 月 日
4 全体設計額	全体	
	1年目	
	2年目	
	3年目	

様

大阪府知事

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
全体設計承認書

年 月 日付で申請のあった広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認申請書については、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 事業内容		
2 建築物概要	名称	
	所在地	
	階数	地上 階 / 地下 階
	構造	
	面積	延床面積 m ²
	建築年月	
3 事業実施期間	(自) 年 月 日	(至) 年 月 日
4 全体設計額	全体	
	1年目	
	2年目	
	3年目	

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
補助金交付申請書

広域緊急交通路沿道建築物の〔耐震診断／補強設計／耐震改修・除却〕について補助金の交付を受けた
いので、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関
係図書を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 事業内容		
2 申請金額		
3 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	
4 事業実施期間	(自)	年 月 日
	(至)	年 月 日
5 事業者等	名称・氏名	
	所在地	
	連絡先	

委任状

年 月 日

代理人	住所 _____
	氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

「大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金」に係る交付申請から事業完了までの書類の提出、修正及び通知書等の各種書類の受領に関する事

対象建築物の名称： _____

委任者	住所 _____
	氏名 _____

申立書

大阪府知事様

1. 補助対象者要件について

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付申請を行うにあたり、私は、以下の内容について申立てます。

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

2. 消費税仕入額控除について

※以下を確認し、どちらかにレ点チェックを記入してください。

私は、消費税仕入額控除を行う事業者であることを申立てます。

私は、消費税仕入額控除を行わない事業者であることを申立てます。

なお、消費税仕入控除を行うこととなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、届出が額の確定後となった場合には、その額を返還します。

年 月 日

補助事業者 住所

氏名

生年月日 _____ 年 月 日

(参考)

大阪府補助金交付規則 (抜粋)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 二 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者
 - ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 - ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- 三 間接補助金 府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。
- 四 間接補助事業 間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 五 間接補助事業者 間接補助事業を行う者をいう。ただし、第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

申立書

大阪府知事 様

1. 補助対象者要件について

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付申請を行うにあたり、当管理組合員は、以下の内容について申立てます。

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハマまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

申立書

2. 消費税仕入額控除について

※以下を確認し、どちらかにレ点チェックを記入してください。

当管理組合は、消費税仕入額控除を行う事業者であることを申立てます。

当管理組合は、消費税仕入額控除を行わない事業者であることを申立てます。

なお、消費税仕入控除を行うこととなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、届出が額の確定後となった場合には、その額を返還します。

年 月 日

補助事業者 住所

氏名

生年月日 _____ 年 月 日

(参考)

大阪府補助金交付規則 (抜粋)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

二 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例 (平成二十二年大阪府条例第五十八号) 第二条第四号に規定する暴力団密接関係者

ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

三 間接補助金 府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。

四 間接補助事業 間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

五 間接補助事業者 間接補助事業を行う者をいう。ただし、第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

様

大阪府知事

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請については、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 事業内容		
2 交付決定金額		
3 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	
4 完了予定日	年 月 日	
5 補助金交付決定条件	大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。	

上記の金額は、交付の予定額であり、申請した耐震診断等が完了した後に交付決定額を確定します。

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
着手届

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて、着手届を提出します。

記

1 事業内容		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 事防第 号	
3 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	
4 着手日	年 月 日	
5 完了予定日	年 月 日	
6 事業者等	名称・氏名	
	所在地	
	連絡先	

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
内容変更届

下記のとおり内容を変更したいので、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係図書を添えて届出ます。

記

1 事業内容		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付	事防第 号
3 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	
4 変更内容の概要		
5 変更理由		

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
補助金交付決定変更申請書

下記のとおり内容を変更したいので、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係図書を添えて申請します。

記

1 事業内容		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 事防第 号	
3 申請金額	変更前 変更後	
4 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	
5 変更内容の概要		
6 変更理由		

様

大阪府知事

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のあった広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金変更申請については、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 事業内容		
2 変更の内容	交付決定額	
	変更交付決定額	
	増減額	
3 建築物概要	名称	
	所在地	
	階数	地上 階 / 地下 階
	構造	
	面積	延床面積 m ²
	建築年月	
4 補助金交付決定条件	大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。	

上記の金額は、交付の予定額であり、申請した耐震診断等が完了した後に交付決定額を確定します。

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
補助金取り止め届

年 月 日付 号をもって補助金の交付決定通知を受けましたが、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり取り止めます。

記

1 事業内容	
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 事防第 号
3 交付決定金額	
4 取り止め理由	

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
完了実績報告書

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて、完了実績報告書を提出します。

記

1 事業内容		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 事防第 号	
3 交付決定金額及び 精算補助金額	交付決定金額	
	精算補助金額	
4 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	
5 完了日	年 月 日	
6 事業者等	名称・氏名	
	所在地	
	連絡先	

(第二面)

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業完了実績確認表

(単位：円)

年度	年度	年度	年度	総計
執行事業費				
補助金額				

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
年度終了実績報告書

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて、年度終了実績報告書を提出します。

記

1 事業内容		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 事防第 号	
3 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	
4 完了予定日	年 月 日	
5 事業者等	名称・氏名	
	所在地	
	連絡先	

(第二面)

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業年度終了実績表

(単位：円)

	前年度まで	当該年度	翌年度以降	総計
執行事業費				
補助金額				
執行率	%	%	%	100 %

様

大阪府知事

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
補助金の額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった下記建築物について、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 事業内容		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 事防第 号	
3 確定額	交付決定金額	
	交付済補助金額	
	確定補助金額	
4 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名
(連絡先)

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業 補助金請求書

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、補助金請求書を提出します。

記

1 事業内容	
2 補助金の額の 確定通知番号	年 月 日付 事防第 号
3 請求金額	

4 支払金口座振替依頼書

振 込 口 座								
振込先 金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協							
店名	本店・支店							
口座番号							口座種別	普通 ・ 当座
口座名義人 (フリガナ)								

※金融機関・店名・口座番号は、該当のものを○で囲んでください。

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名
(連絡先)

代理請求及び代理受領予定届出書

私は、補助事業を実施するにあたり、補助事業に要した費用から補助金を差し引いた額を下記耐震事業者
者に支払い、補助金の受領は当該耐震事業者
者に委任する予定であるため、大阪府広域緊急交通路沿道建築物補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、届出します。

記

事業内容	
建物名称	
所在地	
事業費	
申請金額	

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者 (耐震事業者)

住所
名称
代表者氏名

※補助事業者 (管理組合の場合は理事長) の本人確認が必要です。

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名
(連絡先)

代理請求及び代理受領委任状

私は、下記補助金の交付請求及び受領について、大阪府広域緊急交通路沿道建築物補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、委任します。

記

事業内容	
建物名称	
所在地	
補助金交付決定番号	
確定補助金額	

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者 (耐震事業者)

住所
名称
代表者氏名

※補助事業者 (管理組合の場合は理事長) の本人確認が必要です。

様

大阪府知事

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
補助金交付決定取消し通知書

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知します。

記

1 事業内容		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付	事防第 号
3 交付決定金額		
4 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
	階 数	地上 階 / 地下 階
	構 造	
	面 積	延床面積 m ²
	建築年月	
5 取り消しの理由		

様

大阪府知事

年度大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業
補助金返還通知書

年 月 日付事防第 号により補助金交付の取消しを通知しました下記建築物について、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 20 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 事業内容		
2 返還を命じる補助金の額		
3 建築物概要	名 称	
	所 在 地	
4 返還の期限	年 月 日まで	